

甲賀市みんなのまちを守り育てる条例  
(解釈と運用の手引き)

平成 20 年 (2008 年) 7 月  
平成 25 年 (2013 年) 10 月改正

甲 賀 市

## はじめに

この手引きは、『甲賀市みんなのまちを守り育てる条例』の適正な解釈及び運用を図ることにより、条例の目指す甲賀市総合計画のまちづくり像である「みんながつくる「住みよさと活気あふれるまち」を実現するため、作成したものです。

### 【解釈及び運用】

#### 目次

1 条例制定の背景及び経過	1
2 条例制定の基本的な考え方	4
3 逐条解説	
総則第1章 総則（第1条—第6条）	9
第2章 まちづくり推進地区基本計画の策定等（第7条・第8条）	19
第3章 市民によるまちづくりの推進（第9条—第15条）	21
第4章 良好な開発事業のための手続等	
第1節 開発事業の手続（第16条—第29条）	37
第2節 開発事業の基準等（第30条—第40条）	67
第5章 開発事業に係る紛争調整（第41条—第44条）	83
第6章 みんなのまちを守り育てる審議会（第45条）	91
第7章 雑則（第46条—第53条）	93
第8章 罰則（第54条・第55条）	107

### 【質疑応答集】

質疑応答	109
------	-----